

第1回 「長寿医療制度」実施本部

議 事 次 第

平成20年4月4日（金）16:30～16:50

場所： 厚生労働省 省議室（9階）

1. 開 会

2. 厚生労働大臣ご挨拶

3. 議事

（1）長寿医療制度実施本部の設置について

（2）意見交換

4. 閉会

（配付資料）

資料1 「長寿医療制度」実施本部設置要綱

資料2 ”長寿医療制度”が始まりました

資料3 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について

資料4 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に関する周知及び相談（国の取組）

参考資料1 年金からの後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料（税）の徴収に係る照会への対応について（依頼）（厚生労働省保険局総務課長、国民健康保険課長通知）

参考資料2-1 年金からの保険料支払いに関するQ&A（長寿医療制度（後期高齢者医療制度））

参考資料2-2 年金からの保険料（税）支払いに関するQ&A（国民健康保険関係）

参考資料3 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となることに伴う被扶養者の国民健康保険の資格取得手続き等に関する対応等について（厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）

参考資料4 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の実施に伴う年金からの特別徴収について

参考資料5 社会保険庁における応答要領

参考資料6 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）施行経費に係る地方財政措置について

第1回 「長寿医療制度」実施本部

日時:平成20年4月4日(金)
16:30~16:50
於:厚生労働省 省議室

随行者

江利川厚生労働
事務次官 ○

水田厚生労働省
保険局長 ○

外口厚生労働省
医政局長 ○

西山厚生労働省
健康局長 ○

阿曾沼厚生労働省
老健局長 ○

事務局

○ 舩添厚生労働大臣

○ 瀧野総務
事務次官

○ 岡本総務省
自治行政局長

○ 久保総務省
自治財政局長

○ 岡崎総務省大臣官房
総括審議官
(政策企画担当)

○ 坂野社会保険庁
長官

随行者

随行者

受付

入り口

「長寿医療制度」実施本部設置要綱

1. 目的

今後、急速な高齢化が進む中で、将来にわたり持続可能な医療保険制度とするため、4月1日より、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が施行された。

本制度については、大きな制度改革であり、その意義、趣旨、さらに具体的な内容について、高齢者の方をはじめ国民の方々に1日も早くご理解いただき、円滑に実施していくことが必要である。

そこで、本制度に関し、身近で親しみやすいものとするため、新たに「長寿医療制度」と呼称するとともに、十分な周知を図り、円滑な制度運営を行っていくために、実施本部を設置する。

2. 実施本部の構成

厚生労働省と総務省が連携して、以下の実施本部を設置する。

本部長	厚生労働大臣
副本部長	厚生労働事務次官 総務事務次官
構成員	厚生労働省医政局長 厚生労働省健康局長 厚生労働省老健局長 厚生労働省保険局長 社会保険庁長官 総務省大臣官房総括審議官（政策企画担当） 総務省自治行政局長 総務省自治財政局長

3. 幹事会の設置

実施本部を補佐するため、実施本部の下に幹事会を設置する。

幹事長	厚生労働省保険局長
幹事	別紙の職にある者

4. 本部の任務

本部は、関係機関が連携して、長寿医療制度に関し、以下の活動を行うものとする。

- (1) 広報、周知活動
- (2) 市町村、広域連合の相談体制の確認
- (3) 市町村、広域連合の相談窓口への支援

5. 事務局

- 本部に事務局を置く。
- 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省保険局総務課高齢者医療企画室において処理する。

6. 附則

この要綱は、平成20年4月4日から施行する。

別紙

厚生労働省大臣官房総務課企画官（医政局併任）
厚生労働省大臣官房総務課企画官（保険局併任）
厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長
厚生労働省老健局総務課長
厚生労働省保険局総務課長
 保険課長
 国民健康保険課長
 医療課長
 総務課医療費適正化対策推進室長
 総務課高齢者医療企画室長
 医療課保険医療企画調査室長
社会保険庁運営部医療保険課長
 社会保険業務センター管理官

総務省自治行政局自治政策課長
 市町村課長
総務省自治財政局調整課長